

令和元年11月8日

建築物に附属する門塀の取扱いについて

呉市では建築物等の確認申請の際に、建築基準法第42条第2項に規定する道路（以下「2項道路」という。）内に建築物に附属する門塀が存在する場合、若しくは建築基準法に適合しない既存門塀等がある場合、その部分について撤去又は適法になるように改修等をお願いしているところでございます。

このことについて、令和2年4月1日以降に呉市に提出される確認申請（令和2年4月1日以降に受理する確認申請）の審査及び検査方針を、下記の内容に沿って行うこととしましたのでお知らせします。

記

（確認申請時）

① 2項道路内に既存門塀が存在する場合

申請図面及び建築計画概要書の配置図に、道路後退内の既存門塀の位置と、それを撤去する旨を明記すること。

② 敷地内にその他門塀が存在する場合

申請図面の配置図に、既存門塀の位置及び高さを明記すること。

なお、確認申請の際に既存門塀について、適法性の確認（撤去・改修等についての指導を含みます。）をさせていただく場合があります。

（完了検査時）

2項道路の後退内に建築物に附属する門塀が存在しないこと。

建築物の敷地内に建築基準法に適合しない門塀が存在しないこと。

なお、このことについて不適合である場合、検査済証は交付できません。

呉市都市部建築指導課

建築確認グループ TEL(0823)25-3512